

目 次

第1章 高齢者虐待とは	1
1 高齢者虐待の定義について.....	1
(1) 高齢者虐待防止・養護者支援法の成立.....	1
(2) 高齢者虐待に関連して対応が必要な範囲.....	1
(3) 高齢者虐待の主な種類.....	4
2 高齢者虐待の捉え方や判断について.....	7
(1) 困難が生じている事実に着目する.....	7
(2) 虐待しているという「自覚」は問わない.....	7
(3) 高齢者本人の「自覚」は問わない.....	8
(4) 「経済的虐待」の捉え方について.....	8
(5) 「介護・世話の放棄・放任」の捉え方について.....	9
(6) 「セルフネグレクト（自己放任）」について.....	10
3 高齢者虐待の予防・未然防止について.....	11
(1) 虐待は、年齢や経済状態などに関係なく起こりえる「身近な」もの.....	11
(2) 高齢者虐待のリスク（危険性）を増加させる要因.....	12
4 ケアマネジメントの充実・支援の重要性.....	14
(1) 地域包括支援センターが実施する包括的・継続的ケアマネジメント事業.....	14
(2) 認知症高齢者に対するケアマネジメント.....	15
(3) ケアマネジメントにおける医療と福祉の連携.....	15
5 認知症と高齢者虐待.....	16
(1) 認知症とは何か.....	16
(2) 認知症に伴う虐待のリスク.....	20
第2章 高齢者虐待対応の仕組みの構築について	23
1 高齢者虐待防止・養護者支援法の概略.....	23
(1) 養護者による虐待.....	24
(2) 養介護施設従事者等による虐待.....	26
2 家庭における高齢者虐待に対応する仕組み作り.....	32
(1) 求められる区市町村の高齢者虐待対応の仕組み作り.....	32
(2) 高齢者虐待防止ネットワークに求められる3つの機能.....	33
3 区市町村に求められる高齢者虐待防止の取組.....	38
(1) 未然防止・早期発見のための取組.....	38
(2) 相談・通報受理窓口の明確化.....	39
(3) 介入・支援のための連携体制作り.....	40
(4) 情報の集約・管理の仕組み.....	41
(5) 研修・ルール作り.....	43
4 対応の担い手について.....	44
(1) 区市町村（高齢者福祉主管課等）の役割.....	44

(2) 地域包括支援センター（キー機関）の役割	47
(3) 都の役割	51
(4) 介護支援専門員の役割	52
(5) 介護サービス事業者の役割	53
5 高齢者虐待対応の具体的取組	54
第3章 高齢者虐待への対応の基本姿勢と留意事項	58
1 高齢者本人の権利擁護を最優先する	58
2 高齢者本人の意思の確認・尊重	58
3 虐待者を罰することが目的ではない	58
4 家族の生活安定のために支援する～「家族支援」の重視	58
5 正確な情報収集と客観的判断	59
6 チームアプローチ	59
7 長期的な視点に立った支援	59
8 個人情報・プライバシーへの配慮	60
第4章 高齢者虐待事例への対応の基本的な流れとポイント（事例対応マニュアル）	62
1 一次対応と二次対応	63
2 ケアマネジメントの各段階における対応のポイント	73
(1) 発見	73
(2) 相談・通報	78
(3) 事実確認	83
(4) 介入拒否時の対応	87
(5) 立入調査	90
(6) アセスメント	96
(7) 支援方針の検討・協議	106
(8) 支援の実施	113
(9) モニタリング	124
3 本人が認知症の場合やその疑いがある場合の支援のポイント	126
4 家族への支援	128
第5章 やむを得ない事由による措置の活用について	134
1 やむを得ない事由による措置とは	134
2 やむを得ない事由による措置の活用についての基本的な考え方	136
3 やむを得ない事由による措置活用に向けた体制整備	137
4 やむを得ない事由による措置の実際	141
5 やむを得ない事由による措置の活用にあたっての検討視点	144
6 やむを得ない事由による措置の実施後のフォロー	146
7 やむを得ない事由による措置を適用した事例	148
(1) 虐待の態様や生活状況などに着目して選定した事例	148
(2) 援助方法に着目して選定した事例	150
(3) 措置後の経過に着目して選定した事例	152

第6章 成年後見制度の活用について	154
1 高齢者虐待と成年後見制度	154
(1) 高齢者虐待において成年後見制度を活用することの意義	154
(2) 成年後見制度の活用を阻む壁	154
2 東京都における成年後見制度推進の取組	156
3 区市町村において求められる今後の対応	157
(1) 取組の基本的な視点	157
(2) 親族調整との関係	160

資料編

1	東京都高齢者虐待事例情報調査の結果について	169
1	調査の目的	169
2	調査の概要	169
3	調査結果の概要	170
4	調査結果	174
(1)	高齢者の虐待構造	174
①	被虐待者の属性	174
②	虐待者の属性	176
③	世帯の状況	178
④	虐待の種類	180
⑤	虐待の程度	182
⑥	虐待の自覚の有無	184
⑦	虐待の要因	186
⑧	全国調査結果との比較（参考）	190
(2)	区市町村の虐待対応の状況	199
①	虐待発見の状況	199
②	事実確認の状況	201
③	虐待の有無、事実確認に関わった機関の状況	204
④	具体的援助の内容	205
⑤	やむを得ない措置の実施・検討状況	212
⑥	成年後見の申立て状況	213
⑦	虐待対応のためのケースカンファレンスの実施状況	213
⑧	虐待発見から支援の終結状況	214
⑨	介入・援助終了後のモニタリング状況	217
⑩	対応に当たってうまくいったこと	218
5	調査票	224
2	参考法令	229
1	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	229
2	老人福祉法、老人福祉法施行令、老人福祉法施行規則（抜粋）	237
3	やむを得ない事由による措置に係る通知	243
4	やむを得ない事由による措置要綱例	248
5	介護保険法（抜粋）	256
6	民法（抜粋）	258
3	関連資料	259
1	関係機関一覧	259
2	参考文献一覧	261

3	本書の作成にあたって実施した調査	264
4	東京都高齢者虐待を考える会 委員名簿	267
5	東京都高齢者虐待を考える会 幹事名簿	268
6	東京都高齢者虐待を考える会 「とりまとめ部会」名簿	269
7	東京都高齢者虐待対応マニュアル執筆協力者（部会メンバー以外）	270
8	検討経過	270

※本文中引用のある調査について

本書においては、特に注釈のない限り、調査とは平成17年度に都が区市町村を対象に行った、以下の調査を指します。なお、調査の実施方法及び内容については、資料編の「本書作成に当たって実施した調査」を参照願います。

- ・「東京都が行った調査」「東京都の調査」「調査結果」
……資料編「本書作成に当たって実施した調査・②事例情報調査」のこと。
- ・「聞き取り調査」
……資料編「本書作成に当たって実施した調査・④虐待事例聞き取り調査」のこと。
- ・「区市町村担当者意見交換会」
……資料編「本書作成に当たって実施した調査・⑥区市町村担当者意見交換会」のこと。
- ・「事前調査」
……資料編「本書作成に当たって実施した調査・①事前調査」のこと。

※用語について

本書においては、虐待事例の対応におけるマネジメントについて、「ケアマネジメント」と用語を統一しています。ここでいうここでいう「ケアマネジメント」は、「対象者の社会生活上の複数のニーズを充足させるため適切な社会資源と結びつける手続きの総体」をいうものであり、介護保険サービスのケアマネジメントのことだけを指すものではないことにご留意ください。

(山縣文治・柏女霊峰編『社会福祉用語辞典』、2000より)